

香川県報



第 91 号

平成 16 年

11月16日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	河川区域の廃止による廃川敷地等の発生 公有水面埋立免許の出願	（河川砂防課） （ " " ）	一
公告	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 争議行為を行う旨の通知	（経営支援課） （労働政策課）	二
	土地改良事業に係る換地処分の届出 土地改良区の役員の退任の届出	（土地改良課） （ " " ）	三 四

選挙管理委員会告示	平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表		
	●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定		
監査委員公表	監査結果に基づく措置の公表		五

告示

香川県告示第七百六十一号
河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦

覽に供する。

平成十六年十一月十六日

香川県知事 真鍋 武紀

一 河川の名称

二級河川鴨部川水系鴨部川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年十一月十六日

三 廃川敷地等の位置

さぬき市長尾西字北原一九五三番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 四二・七〇平方メートル

香川県告示第七百六十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があつた。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び詫間町建設港湾課において平成十六年十一月十六日から同年十二月六日まで公衆の縦覧に供する。

平成十六年十一月十六日

香川県知事 真鍋 武紀

一 出願年月日

平成十六年十月二十八日

二 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋 武紀

高松市昭和町一丁目二番二二号

三 埋立区域

1 位置

三豊郡詫間町大字大浜字楠浜乙一三番七から甲三六番一に至る間に隣接する無番地

及び大字大浜字楠浜甲三六番一、甲三五番一、甲一七番二地先公有水面

2 区域

次の地点のうち の地点と の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位(D・L+三・八三メートル)における公有水面と陸地との境界線及び の地点から の地点までを順次に結んだ線並びに の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 四等三角点立石山(北緯三四度一分五二・〇四九二四秒、東経一三三度三十七分四三・七七七五九秒。以下「基点」という。)から三四五度一八分一四秒、八二一・九七メートルの地点

- の地点 地点から一〇九度五四分三二秒 一九一・〇五メートルの地点
- の地点 地点から二七九度四五分五八秒 三三・五六メートルの地点
- の地点 地点から二八三度一六分三三秒 七・五五メートルの地点
- の地点 地点から二八三度五〇分〇五秒 八・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から二七八・四七分二九秒 一一・〇六メートルの地点
- の地点 地点から二八三・三四分四二秒 二〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から二七六度五二分一四秒 一九・九〇メートルの地点
- の地点 地点から二九一度三二分〇六秒 一八・三四メートルの地点
- の地点 地点から二九七度二八分三四秒 一八・三一メートルの地点
- の地点 地点から三〇六度三六分〇九秒 一九・六三メートルの地点
- の地点 地点から三〇七度五六分二一秒 一〇・一〇メートルの地点
- の地点 地点から三〇五度〇九分一七秒 一〇・八二メートルの地点
- の地点 地点から二九六度二〇分一七秒 一一・六四メートルの地点

3 面積

一、〇七八・九八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三豊郡詫間町大字大浜字楠浜乙一三番七、乙一三番七から甲三六番一を経て甲七番一に至る間に隣接する無番地、甲三六番一、甲三五番一、甲一七番二、甲七番四、甲七番三、甲七番一地内及び乙一三番七から甲三六番一に至る間に隣接する無番地、甲

三六番一、甲三五番一、甲一七番一、甲七番四、甲七番一地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とHの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から三四四度〇〇分一九秒 八三三・一四メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から二六度三六分三三秒 九九・一一メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から一〇四・三四分四三秒 一一・二八メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から八八度五六分一〇秒 三四・九五メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から三五八度五六分一〇秒 六五・〇〇メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から二六八度五六分一一秒 二六・〇二メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から二八四度三四分四三秒 八九・七〇メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から三〇六度三六分二一秒 八六・四六メートルの地点

3 面積

一四、五四四・六三平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地

公 告

香川県公告第五百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ 広島県広島市南区京橋町二番二号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三二四番一ほか
3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社ムラサキスポーツ 東京都台東区上野七丁目一四番五号

4 変更年月日
平成十六年三月三十日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において小売業を行う者の入店があったため

二 届出年月日

平成十六年十一月四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年十一月十六日（火曜日）から平成十七年三月十六日（水曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年三月十六日（水曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第五百四十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、高松赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十六年十一月五日通知があった。
平成十六年十一月十六日

一 事件

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十六年秋年末要求の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病院並びに日本赤十字社に対する争議

二 日時

平成十六年十一月十六日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間

三 場所

高松市番町四丁目一番三号

高松赤十字病院の構内又は職場

四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的にすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の為の一切の争議を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入院中の重傷患者のための保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。

香川県公告第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、飯山町から平成十六年十一月一日土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）下新開地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年十一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百五十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県
三郎池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。
平成十六年十一月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀
役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日
理事 佐藤 裕 高松市三谷町二一六八番地五 平成一六、一〇、三二

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、平成十六
年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する
収支報告書の要旨を次のとおり公表する。
平成十六年十一月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月11日執行 参議院香川県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,573,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山 内 俊 夫	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	戸 倉 正 詞	期間	6月1日から 8月25日まで 第2回分

収入 支出
主たる寄附 円

収支	円	収支	円
収入	2,246,976	支出	24,818,000
雑収入	0	選挙事務所費	3,889,000
その他収入	0	集会会場費	0
合計	2,246,976	通信費	997,134
前計	0	交通費	45,690
合計	24,818,000	印刷費	3,786,230
前計	24,818,000	広文費	2,027,988
合計	24,818,000	食糧費	506,367
前計	24,818,000	雑費	765,000
合計	24,818,000	雑費	104,910
前計	24,818,000	雑費	2,883,542
合計	24,818,000	雑費	17,252,837
前計	24,818,000	雑費	7,620,915
合計	24,818,000	雑費	24,873,752

報告書受理年月日 平成16年11月2日 第2回報知分

香川県選挙管理委員会告示第百三十三号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号
の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のと
り指定した。
平成十六年十一月十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームきやま	坂出市川津町一九八六	平成十六年十一月八日

監査委員公表

香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成16年11月16日

香川県監査委員 鎌田守恭

同 名和基延
同 石川昶治
同 広瀬員義

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 監査の概要

監査結果（対象機関）	措置の状況
<p>ア 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。（総務学事課、消防学校、中讃県税事務所）</p>	<p>平成16年10月分の給与支給に際し処理済みである。（総務学事課） 超過勤務手当の精査を行い、平成16年3月の給与支給時に正当額との差額分を追給した。（消防学校） 制度の理解が不十分であったため支給を誤っていた。今回の指導を受け、15年度分の超過勤務手当を全て精査し、平成16年3月分の給与支給に際し調整、正当額との差額分を返納させた。（中讃県税事務所）</p>
<p>イ 委託業務の契約期間について本館の消防設備、自動火災報知設備保守点検業務にかかる委託契約について、契約内容は年度当初に契約すべきものでありながら年度当初から約2か月経過して契約していた。（総務学</p>	<p>来年度（平成17年度）から年度当初に契約する。</p>

検討指示事項		
<p>ウ 自主検査の実施について課の長による会計事務の自主検査が規則で定める年2回以上行われていなかった。（統計調査課）</p> <p>エ 報酬の支給について嘱託職員の報酬の支給に当たり日割りによる計算方法を誤って算定しているため、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。（国際課）</p>	<p>県税の徴収未済額について県民税対策として実施した直接徴収をはじめ、自動車税の滞納者に対する差押、悪質滞納者に対する捜索による財産調査・差押など積極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的な徴収確保対策を講じる必要がある。（税務課）</p>	<p>県税の徴収確保については、全所全課体制での電話催告・臨戸徴収をはじめ、滞納処分の捜索などによる差押の強化や夜間・休日の納税窓口の開設など徴収対策の一層の充実と強化を図っている。 平成16年度からは、東讃及び中讃県税事務所において、「初動班」や「滞納整理班」を設置し、効果的な滞納整理を行うとともに、個人県民税については、県の直接徴収の強化や県税職員の手町への併任制度を創設するなど、今後ともさまざまな徴収確保対策を講じていきたい。</p>

平成十六年十一月十六日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています